

「学校事故対応に関する指針」の骨子（案）

形式と記載内容に関する考え方

- ①死亡事故等の重篤な事故（以下「死亡事故等」という。）への具体的な対応方法を記載することを念頭に置いているが、それ以外の事故にも共通する指針とする。
- ②学校保健安全法第29条により、各学校には危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成を求めているが、当該マニュアルを作成・運用する際の参考となるものとして、本指針を作成する。
- ③幼稚園及び認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）においては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ」が示す基本的な考え方との整合性を図る。

事項（案）

- 1 事故発生の未然防止のための取組
 - (1) 教職員の資質の向上（研修の実施）
 - (2) 安全教育の充実
 - (3) 安全点検の実施（安全管理の徹底）
 - (4) 各種ガイドラインの策定・見直し
 - (5) 事故事例の共有
 - (6) 緊急時対応に関する体制整備
 - (7) 保護者や地域住民、関係機関との連携体制の整備
 - (8) 事故の未然防止のための取組の推進
- 2 事故発生後の取組
 - 2-1 事故発生直後の取組
 - (1) 応急手当の実施
 - (2) 保護者への連絡
 - (3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応
 - 2-2 初動対応終了後の取組
 - (1) 危機対応の態勢整備
 - (2) 学校設置者等への事故報告、支援要請
 - (3) 保護者（当該児童生徒等以外）への説明
 - (4) 記者会見を含む情報の発信及び関係機関との調整
 - (5) 事故状況等の記録・整理
- 3 基本調査の実施
 - (1) 学校による基本調査の実施
 - (2) 詳細調査への移行の判断
- 4 検証委員会の設置
 - (1) 検証委員会による詳細調査の実施
 - (2) 再発防止策の策定・実施
- 5 被害者遺族・家族等への支援
 - (1) 遺族等への関わり
 - (2) 児童生徒等の心のケア
 - (3) 事故に対する補償（災害共済給付の請求）
 - (4) コーディネーターによる事故対応支援

1 事故発生の未然防止のための取組

(1) 教職員の資質の向上（研修の実施）

- ・学校安全計画に基づいた教職員研修
- ・危険等発生時対処要領の内容の教職員への周知及び訓練

(2) 安全教育の充実

- ・学校安全計画に基づいた児童生徒等に対する安全教育

(3) 安全点検の実施（安全管理の徹底）

- ・学校保健安全法第27条に基づいた安全点検の実施

(4) 各種ガイドラインの策定・見直し

- ・定期的なガイドラインの見直しと保護者への共有

(5) 事件事例の共有

- ・自他の学校で発生した事故情報の共有

(6) 緊急時対応に関する体制整備

- ・緊急時の教職員の役割分担と責任の明確化

(7) 保護者や地域住民、関係機関との連携体制の整備

- ・保護者をはじめ地域の関係機関との連携促進

(8) 事故の未然防止のための取組の推進

- ・(1)～(7)について、学校設置者として必要な指導・助言を実施
- ・私立学校については、必要に応じて、都道府県私学担当課が支援・助言を実施

2 事故発生後の取組

2-1 事故発生直後の取組

(1) 応急手当の実施

- ・負傷者の状態に応じた、応急手当の実施

(2) 保護者への連絡

- ・事故発生後の速やかな保護者への連絡

(3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応

- ・事故現場に居合わせた児童生徒等の把握と心身の状態の確認

2-2 初動対応終了後の取組

(1) 危機対応の態勢整備

- ・1の(6)の役割分担に基づいた対策本部の設置

(2) 学校設置者等への事故報告、支援要請

- ・死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病をともなう重篤な事故について、国立・公立学校の場合は、学校設置者への事故発生報告及び状況に応じた支援要請、私立学校の場合は、必要に応じて、都道府県私学担当課に事故報告を行い、私学担当課は積極的に私立学校の求めに応じる

※私学担当課は、日頃より事故に関する情報収集に努めるとともに、死亡事故等については、事前に、学校から私学担当課に対する報告の方法等を定めておくことが望ましい。死亡事故等が起こった事実を把握した際には、私立学校の基本調査（後述）の結果を求めるなど必要な措置を取るよう努める。

- (3) 保護者（被災児童生徒等以外）への説明
 - ・ 事故の事実や学校の対応等に係る、正確な情報の共有
- (4) 記者会見を含む情報の発信及び関係機関との調整
 - ・ 情報の混乱を避けるための対応窓口の一本化
- (5) 事故状況等の記録・整理
 - ・ 発生状況や対応したこと及びその結果の時系列での記録と保存
 - ・ 緊急時の対応は適宜メモを残し、対応が一段落した時点でメモの整理
 - ・ メモ等の記録は廃棄せず、一定期間保存

3 基本調査の実施

- (1) 学校による基本調査の実施
- (2) 詳細調査への移行の判断

4 検証委員会の設置

- (1) 検証委員会による詳細調査の実施
- (2) 再発防止策の策定・実施

別掲（【資料 2-2】参照）

5 被害者遺族・家族等への支援

(1) 遺族等への関わり

- ・ 事故発生後の速やかな被害者家族・遺族への連絡、継続的な関わり
- ・ 被災児童生徒等の兄弟姉妹に対するサポート
- ・ 被災児童生徒等が死亡した場合の通夜・葬儀への参列、葬儀後の継続的な関わり

(2) 児童生徒等の心のケア

- ・ 「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」（文部科学省平成22年）参照
- ・ 子供や被害者家族・遺族、教職員への継続的な心のケア

(3) 事故に対する補償（災害共済給付の請求）

- ・ 治療費等に係る、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付の説明

(4) コーディネーターによる事故対応支援

- ・ 学校設置者及び都道府県私学担当課は、遺族等と学校、双方にコミュニケーションを取り、現場対応を支援する「学校事故コーディネーター（仮称）」（都道府県、市町村等の職員又は都道府県、市町村等から委嘱された者等を想定）を必要に応じて派遣

学校事故対応フロー図

事故発生直後の取組

● 応急手当の実施

※ 負傷者の状態に応じた、応急手当の実施

● 保護者への連絡

※ 事故発生後の速やかな保護者への連絡

● 現場に居合わせた児童生徒等への対応

※ 事故現場に居合わせた児童生徒等の把握と心身の状態の確認

初動対応終了後の取組

● 危機対応の態勢整備

※ 役割分担に基づいた対策本部の設置

● 学校設置者等への事故報告、支援要請

※ 国立・公立学校の場合は、学校設置者への事故発生報告及び状況に応じた支援要請、私立学校の場合は、必要に応じて、都道府県私学担当課に事故報告を行い、私学担当課は積極的に私立学校の求めに応じる

● 保護者(被災児童生徒等以外)への説明

※ 事故の事実や学校の対応等に係る、正確な情報の共有

● 記者会見を含む情報の発信及び関係機関との調整

※ 情報の混乱を避けるための対応窓口の一本化

● 事故状況等の記録・整理

※ 発生状況や対応したこと及びその結果の時系列での記録と保存
※ 緊急時の対応は適宜メモを残し、対応が一段落した時点でメモの整理
※ メモ等の記録は廃棄せず、一定期間保存

調査の実施

● 学校による基本調査の実施

● 検証委員会による詳細調査の実施

● 再発防止策の策定・実施